

月報私学

2023
7
VOL.307



新潟リハビリテーション大学は新潟県最北の村上市にあり、地域に根ざした大学としての使命・役割を果たすべく努力しています。「人の心の杖であれ」を建学の精神とし、人間愛や道徳心に満ちた豊かな人間性を備えた専門職を育成しています。令和4年3月に国際教育研究棟を竣工し、「教育・研究・地域連携の場としての知と創造のプラットフォーム」を目指しています。

写真提供 学校法人北都健勝学園 新潟リハビリテーション大学（新潟県村上市）

CONTENTS

- 2022年度版 自己診断チェックリストをご活用ください 2
- 令和5年度 私学スタッフセミナーの開催 5
- 連載⑦ 魅力あふれる学校づくりを目指して
「人の心の杖であれ」の精神で地域社会に貢献する大学 6
- 「若手研究者奨励金」～2019年度 受賞者の今～ 8
- 災害にあったとき 9
- 標準報酬月額の時給決定(注意事項) 10
- 年金積立金にかかる業務概況書の公表/マイナンバーカードの健康保険証利用促進のお願い/
健康保険法等の一部を改正する法律が5月19日に公布されました 11
- 私学共済ホームページ 利用者アンケートにご協力ください/
特定健康診査にかかる受診券(セット券)を被扶養者へ配付してください/
「QUPiO Plus」Web版をご利用ください/お近くの共済業務課をご利用ください 12
- 私学事業団の直営宿泊施設/私学メンバーズカード 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内/融資事業のご案内 16

2022年度版

自己診断チェックリストをご活用ください

私学経営情報センター 経営支援室

はじめに

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自らの経営上の問題を早期に発見し、自主的な改善努力を行うためのツールです。説明及び参考事例のPDFと入力用のエクセル様式を私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼経営支援・情報提供▼「自己診断チェックリスト」に掲載しています。エクセル様式にデータを入力することで容易に作成することができますので、ダウンロードしてご利用ください。

自己診断チェックリストの構成

本チェックリストは、「大学・短期大学編」と「高等学校編」の2種類があります。各編とも内容は財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と、法人の組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部で構成されています。

本号では、「高等学校編」を使って紹介します。

財務比率等に関するチェックリスト

概要

「財務比率等に関するチェックリスト」は、学校法人全体の状況を「法人全体」で、設置する学校の状況を「学校単位」で、それぞれチェックします。併せてチェックすることにより、収支状況や、収支を構成する要素（人数、単価等）ごとの問題点を把握しやすくなります。法人全体では、表1のとおり、4区分9項目のチェック項目を、学校単位では「事業活動収支状況」、「生徒数関係」、「教職員関係」及び「経費関係」の4区分14項目（大学・短期大学編は15項目）のチェック項目を設定しています。

エクセル様式にある3種類の入力シート（「法人入力シート」、「学校入力シート」及び「目標値入力シート」）の各項目に、過去5か年の決算値や生徒数、教職員数等のデータを入力すると、法人全体、学校単位の数値が算出されます。算出された数値を、チェックリストの各項目の説明文や「参考1（全体）シート」等にある階層区分を基に評価します。

表1 財務比率等に関するチェックリストの項目（高等学校編・法人全体）

チェック項目	チェック内容
I 事業活動収支状況（法人全体）	
1 経常収支差額比率（*）	収支状況はどうか（損益ベース）
2 人件費比率（*）	収入に対して人件費のバランスはとれているか
3 補正人件費依存率	
II 資金収支状況	
4 教育活動資金収支差額比率（*）	収支状況はどうか（キャッシュベース）
III 運用資産の状況	
5 積立率（*）	安定的に経営を行ううえで保有すべき資産を備えているか
6 運用資産超過額対教育活動資金収支差額比（年）	
7 運用資産対教育活動資金収支差額比（年）	
IV 外部負債状況	
8 流動比率（*）	短期的な支払い能力はどの程度か
9 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比（年）	過大な借入金等の外部負債を抱えていないか

*はレーダーチャートで使用する項目です。

評価の観点

各チェック項目は次の三つの観点から多角的に評価（各項目10点満点）することができま

①絶対評価

チェック項目にある比率ごとの適正値や法人が自ら設定した目標値を基に、達成度を5段階（10点・8点・6点・

4点・2点）で評価します。判断基準として適正値を示していますが、法人の財務戦略や都道府県別の平均値等を参考に、法人独自の目標値を設定して評価を行うことで、より精度の高い評価が可能となります。

②趨勢評価

4年前と比較して、現在の数値が改善したか否かを絶対評価と同じく5段階で評価します。

③相対評価

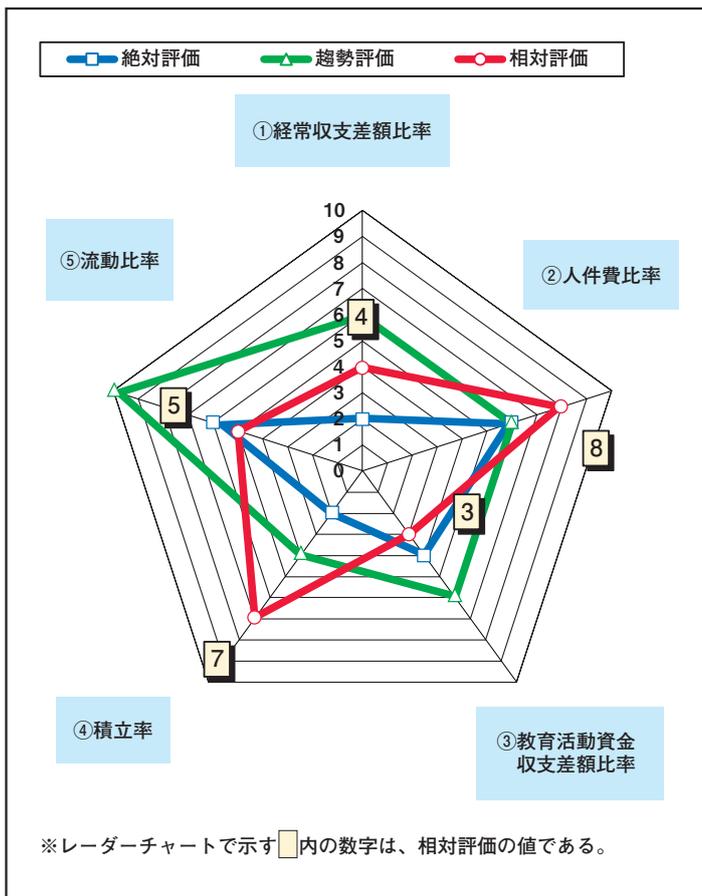
全対象法人の中での自法人・学校の位置を、10段階（10～1点）で評価します。

どの評価においても、6点以上であれば課題は少ないと判断できますが、より高い評価となるようさらなる改善が求められます。また、3頁の評価表（表2）にあるように、趨勢評価はマインナスでも6点となり得るため、詳細な分析が必要になります。

総括表・レーダーチャートによる総合評価

「財務比率等に関するチェックリスト」には、法人全体、学校単位ごとに、財務比率等を一覧にした総括表があり、法人や学校の状況を一目で把握することができます。また、5項目の注視すべき比率を基にレーダーチャートを活用した総合評価を行えます（3頁図参照）。

図 レーダーチャート（法人全体）



助成業務

法人全体・学校単位いずれのレーダーチャートも、5項目を結んだ図形の面積が大きいほど経営状況が良いことを示します。一方、図形が小さく広がりに欠け、いびつな場合は評価の低い項目に問題がある可能性があるため、原因を分析し、改善策を検討する必要があります。ここでは、例(図)を用いて解説します。

全体としては絶対評価の図形(青線)の面積が小さく、趨勢評価(緑線)と相対評価(赤線)では数値が大きい項目もありますが、やや広がりに欠ける印象です(なお、絶対評価は適正値を基に評価しています)。

個別の項目を見ると、「①経常収支差額比率」や「③教育活動資金収支差額比率」は絶対評価も相対評価も低い値であることが確認できます。「④積立率」は、相対評価は6点以上を示しているものの、絶対評価と趨勢評価は低い値です。「⑤流動比率」の各評価はそれほど低い値ではないため直ちに資金繰りに窮することはないと考えられます。

以上のことから、当該法人は積立率の絶対評価が低く運用資産(換金性が高い金融資産)の保有状況が十分とはいえないため、収支の改善が図れないと将来的には施設設備の取替更新等に

影響が出る可能性のある財務状況と考えられます。

◆比率表による分析

総括表やレーダーチャートに記載がある項目については、詳細な分析を行うことができる比率表があります。比率表には、評価点の判定基準が記載されているため、なぜその評価点になったのかを確認することができます。ここでは、例として経常収支差額比率(表2参照)を用いて解説します。

経常収支差額比率は、事業活動のうち臨時的な要素である特別活動を除いた、経常的な活動の収支のバランスを表した比率で、事業活動収支計算書の経常収支差額を、教育活動収入計と教育活動外収入計の合計である経常収入で除して算出します。

この比率のプラスが大きいほど経常的な収支が安定していることを示し、マイナスになる場合は支出超過であり、経常的な収支で資産の流出が生じている可能性があることを意味するため、将来的な財政の不安要素といえます。また、プラスであっても、その要因が教育活動外収入に大きく依存している場合は注意が必要です。

表2の例では、直近2年の経常収支差額比率は△3.3%、△8.2%なので、絶対評価は「2年連続0%未満」の2点、趨勢評価は2017年度から2021年度にかけて△0.6ポイント

表2 財務比率等に関するチェックリスト(高等学校編・法人全体)の例

※比率の計算は小数第二位以下を切り上げています。

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	増減 2021-2017	対2017年度 伸び率 (%)	絶対 評価	趨勢 評価	相対 評価	評価表				
											点	絶対評価	趨勢評価 (P:ポイント)	点	相対評価 (%)
経常収支差額比率(C)/(A)	-2.7%	-0.1%	-2.7%	-8.2%	-3.3%	-0.6P					10	2年連続 10%以上	5P以上増加	10	11.7%~
											9			9	7.3%~ 11.6%
											8	直近年度 10%以上	2.5P以上増加	8	4.5%~ 7.2%
											7			7	1.9%~ 4.4%
経常収入(A)	2,348	2,679	2,853	2,382	2,566	218	9.3%	2	6	4	6	直近年度 0%以上10%未満	2.5~△2.5P 増減	6	0.1%~ 1.8%
経常支出(B)	2,410	2,680	2,929	2,576	2,649	239	9.9%				5			5	-2.2%~ 0.0%
経常収支差額(C)=(A)-(B)	-62	-2	-76	-194	-83	-21	-34.2%				4	直近年度 0%未満	2.5P以上減少	4	-4.6%~ -2.3%
											3			3	-7.6%~ -4.7%
											2	2年連続 0%未満	5P以上減少	2	-12.8%~ -7.7%
											1			1	~-12.9%

トなので、「2・5」△2・5ポイント増減」の6点、相對評価は、2021年度が△3・3%なので「△4・6」△2・3%」の4点となります。4年前より悪化しており、絶対評価及び相對評価も低いため、財務上に課題のある項目となります。特に、經常収入の伸び率よりも經常支出の伸び率が大きくなっているため、人件費比率や経費支出に関する比率等も併せて分析し、支出超過の状況が常態化している場合には、収支構造の見直しが必要となり、改善すべき収支科目は何か、悪化した原因は何かを、生徒数、教職員数等から分析することによって原因の把握と改善すべき点を明確にしていきます。

このように絶対評価、趨勢評価、相對評価と多角的に見ることにより財務上の課題が浮き彫りになりますので、早期に改善策の検討に取り組みることができます。

管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営に当たりポイントとなる定性的な項目として、「ガバナンスの確立」、「経営理念と戦略の策定」、「組織運営の円滑化」、「リスク管理体制の構築」、「財務体質の改善」、「学術内容の改善」、「生徒への支援」及び「情報公表と地域貢献」の8区分について、私立学校法の令和元年改正等を踏まえて、53項目を設定しています。

例えば「ガバナンスの確立」では、理事会が最終的な決定機関として機能し、改革推進の中心的役割を果たしているか、また、理事会の一体的な協働体制が維持できているかといった、理事会機能の実質化・実効性が確保されているかなどを確認します（表3参照）。

本チェックリストを、自法人の実情に照らし該当する項目に「○」を付けて評価します。どの項目が当てはまらないのかを確認することで、問題の把握や改善すべき点など、改革の糸口を見つけることが可能です。

また、本チェックリストは理事長をはじめとする経営者を対象に作られたものですが、あえて教職員等に回答してもらうことで問題点を共有し、改善策と一緒に検討することも有効な手段の一つです。

例えば、「組織運営の円滑化」では、「教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている」という項目（設問25）があります。経営者である理事長や理事が十分機能しているとして「○」を付けたとしても、教職員の受け止め方はそうではなく、「○」を付けないかもしれません。この場合、経営者が思っているほど教職員にはそのしくみが浸透していない、あるいは機能していないと思われる可能性があります。

組織運営の円滑化には教職員との良

好な関係が築けているかが重要になります。このため、経営者にはこうした意識のギャップを踏まえ、教職員の意欲を向上させるためのしくみ作りが欠かせません。

このように経営者、教職員等のあらゆる立場の方に回答してもらうことにより、経営者だけでは気付けなかった

表3 管理運営等に関するチェックリストの例（高等学校編）

チェック欄	主な項目
1.ガバナンスの確立	○ 1 理事長のリーダーシップのもと理事会が学校法人の最終的な決定機関として機能し、改革推進の中心的役割を果たしている
	2 理事・監事は善管注意義務や損害賠償責任を負うことを十分に理解し、適切な業務執行・監査を行っている
	○ 3 一部の理事に権限が集中することなく、理事会の一体的な協働体制が維持できている
3.組織運営の円滑化	23 教職員に対する研修を計画的・体系的に実施し、その成果を検証して改善を行っている
	24 組織再編やアウトソーシングの活用等により、効率的な職務体制を構築している
	○ 25 教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている
	26 人事評価の基準、評価方法、評価結果の活用等について、定期的に見直しと改善を行いながら、人事考課を実施している
	27 全教職員に十分な情報提供と説明を行い、良好な労使関係を構築している

まとめ

自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は、一つの参考例であり、分析に当たっては、自法人の実態に合った要素を加味するとより効果的です。

現在、大きな財務上の問題がなくても、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」で4点以下が付いた項目や、「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」が付かなかった項目については、早期に原因や問題点を分析し、法人内での共通理解の下、一体となった経営改善につながるよう、自己診断チェックリストをご活用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。

詳しくは私学事業団ホームページ（助成業務のご案内）▼経営支援・情報提供▼「私学経営情報センター」が行うサービスのご案内」をご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 経営支援室
☎03(3)2330(7)829(7)831
Eメール shien@shigaku.go.jp

令和5年度 私学スタッフセミナーの開催

私学経営情報センター 私学情報室

近年、少子化や経済情勢等の影響を受け、私立大学等の経営をめぐる環境は、一層厳しさを増しています。このような状況下において、教育研究の質の向上や経営基盤の強化を図るうえで、私立大学等の職員が果たす役割はますます重要となっており、スキルアップや専門性を高める動きがさらに加速しています。私学事業団では経営支援の一環として、将来の学校経営を担う学校法人の若手職員を対象としたセミナーを、昨年度に引き続き開催します。

私学スタッフセミナー

私学スタッフセミナーは、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、職員の能力・資質の向上を図り、大学改革に向けた意識を高めることを目的として開催します。

大学等の現状や学校法人会計基準、財務分析等についての解説、実践的な知識と柔軟な思考力を修得するための「グループワークによる研修」などを実施します。

将来の学校経営を担う若手職員への大学改革に向けた意識向上の一助となる本セミナーに、ぜひご参加ください。

- ・参加費 6万円
- ・申し込み締切日 7月7日(金)
- ・申し込み方法 電子窓口を参照

助成業務



昨年度のグループワークの様子

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
TEL 03(32330)7849・7850
Eメール center@shigaku.go.jp



昨年度のグループワークの様子



昨年度のグループ発表の様子

私学スタッフセミナー

日時・場所：①令和5年 9月20日(水)～22日(金) 京都ガーデンパレス
②令和5年10月25日(水)～27日(金) 仙台ガーデンパレス
※2泊3日の合宿形式

対象：大学・短期大学・高等専門学校職員のうち、令和5年4月1日時点で33歳以下かつ学校法人での経験年数が3年以上の方

定員：各会場24名(申し込みは各法人1名)

≪1日目≫

時間	内容等
13:00～	開会・アイスブレイク
13:45～	講演「私立大学等の現状について」
14:40～	講演「学校法人会計基準」
15:35～	講演「財務分析と経営計画」
16:30～	講演「大学職員の役割について(仮題)」 瀬木学園 事務局長 西弘美氏 (19:30終了)

≪2日目≫

時間	内容等
8:35～	グループワークⅠ(SWOT分析)
12:50～	グループワークⅡ(中長期計画等の立案)
18:35～	グループワークⅢ(発表準備)(20:00終了)

≪3日目≫

時間	内容等
8:35～	グループ発表
11:50～	修了証書授与・表彰・閉会(12:30終了)

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑦

「人の心の杖つえであれ」の精神で地域社会に貢献する大学

学校法人北都健勝学園
新潟リハビリテーション大学 学長・大学院研究科長・教授 山村千絵

◆はじめに

新潟リハビリテーション大学は、新潟県最北の村上市（人口6万人弱）にある小さな大学です。大都市圏の大学とは社会環境が異なり不利な立地条件を背負っています。そのような中、本学の存在意義の一つとして、本地域唯一の医療系大学であることが挙げられます。地域の住民が生涯を通して質の高い健康的な生活を送れるよう、充実した保健・医療を提供できる環境を構築することが切望されています。

これに込めるべく、平成19年度に新潟リハビリテーション大学院大学を設け、その後、平成22年度に医療学部を増設して新潟リハビリテーション大学となりました。現在は医療学部とリハビリテーション研究科の1学部1研究科を構成し、地域に根ざした大学としての使命・役割を果たすべく日々努力しています。

学部は、リハビリテーション学科に理学療法学、作業療法学、リハビリテーション心理学（令和6年度より心理学に改称）の3専攻を置き、理学療法士、作業療法士、公認心理師（研究科での

履修等も必要）の国家試験受験資格を満たす教育を行っています。

研究科は、リハビリテーション医療学専攻に摂食・嚥下障害、高次脳機能障害、運動機能科学、心の健康科学、言語聴覚障害の5コースを設け、公認心理師、言語聴覚士の国家試験受験を目指す教育も行っています。収容定員充足率は100%を満たしています。建学の精神として「人の心の杖つえであれ」を掲げ、専門的な知識・技術に加え人間愛や道徳心に満ちた豊かな人間性、及び人間としての尊厳を重んじ、多面的に保健医療を考え、自立して行動できる専門職を育成することを目指しています。

◆新棟建設

令和4年3月に2階建ての国際教育研究棟を竣工しました。新棟は「教育・研究・地域連携の場としての知と創造のプラットフォーム」として、新しい学びと賑わいの拠点となるよう設計しました。学生の他、高齢者や障害のある方々にも使いやすいバリアフリー設計とし、新潟県福祉のまちづくり条例に適合した施設としての認定も

受けています。各階とも壁等での固定的な仕切りは設けず、用途に応じて柔軟に区切って使えるようにしました。広い空間のまま残すことで、感染症対策にも対応した自由な学びが可能となっています。

1階は一人ひとりが自分スタイルで学べる「アクティブ・ラーニングエリア」と、実技等を自主練習できる「アクティブ・プラクティスエリア」を設けています。2階は教職員、学生、地域の方々など、さまざまな人々が交流を通じて教育や研究を活性化し、新たな発想を生み出す場としています。



新棟での防災教育

◆新棟に取り入れた女性の視点

本学は、理事長、学長、副学長、事務局長ともに女性が就任し、女性活躍・男女共同参画推進を一步先行く運営体制となっています。女性の目線で、女

子学生が学びやすい快適性や利便性に配慮した施設設備を新棟にも取り入れました。

たとえば、女子トイレは個室ごとに壁紙を変え、元気が出そうなボタニカル調の柄を配しました。一方、パウダールームの壁は、ホッと落ち着ける場となるようピンク地にガーリーな模様を配しました。エントランス脇の壁は、村上市を代表する伝統工芸品の堆朱ついでや日本海に沈む夕日をイメージした色の装飾を施しました。

◆防災教育の強化

令和元年6月、村上市北部で震度6強を観測した山形県沖地震が発生しました。幸いなことに本学は、市南部の強固な地盤に立地していることもあり、棚から物一つ落ちることさえなく済みました。令和4年8月、本地域に豪雨災害が発生しましたが、高台にある本学一帯は浸水等の被害はありませんでした。

本学はこれらの災害を契機に防災教育を強化しており、村上市の防災専門員と連携して「洪水・土砂災害から命を守るマイタイムラインの作成」、「逃げ地図づくり」、「避難所の開設や運営」等を必修授業の中で実施しています。

大学の施設は教育研究活動を営む場でありますが、非常災害時においては、復興を支えていく機能を併せ持つことも必要であり、新棟を活用する方策について、村上市と協議を続けています。

◆**地域連携活動**
 本学は村上市の他、隣接する関川村や粟島浦村（離島）、地元の岩船商工業会と包括連携協定を締結しています。地域との交流事業を多く進め連携を強化しています。

学生教育においては、地域の課題解決や活性化に向けた活動を必修授業の中で進めています。地域の方々に対しては、履修証明プログラムとして「からだとこころの仕組みと生活」、「介護・リハビリテーション概論」等を開講し、座学だけではなく技術習得を含んだ内容を提供しています。地域社会との連携・協力は地方の大学の存在意義として重要です。その活動拠点として、地域連携推進室及びここからだの健康づくり研究センターを整備しています。



村上大祭で装束をまとった学生達

平成27～29年度、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定され「高齢者の日常生活機能を向上させるプロジェクト」を実施しました。現在も、転倒予防や口腔ケアなどの健康教室を開催しています。学生にも、これら教室の運営に関わらせることで、実践的な地域医療の現場を体験させています。

地元の小・中・高等学校からの体験学習の依頼も多くあります。その他、お祭り、小・中学校や特別支援学校の体育祭・運動会、国際トライアスロン大会など、イベントのサポート、ボランティアも活発に実施しています。

食生活改善推進員や地域の方々、学生が食文化を通じて交流する機会も設けています。村上市の郷土料理「だいかい大海」などを学園祭で提供し、郷土料理に関する調理実習や試食会も行ってきました。



村上笹川流れ国際トライアスロン大会でのアイシング

◆**卒業後まで続く学生支援体制**

本学は、ゼミ制、クラス担任制を基本とした重層的な学生支援を実施しています。身近に相談できる教職員が複数存在し、アットホームできめ細かな学生支援体制を構築しています。夜間や早朝等の緊急対応にも備え、専攻ごとに専用の携帯電話を所持・対応しています。心身の援助のために、保健室、クリニック、学習センター等々を設け、医師、看護師、公認心理師等の資格を持った教職員が心身の相談に応じています。

学習センターでは、コミュニケーション力の向上、基礎学力の補強、試験対策などの他、ワークショップやクリエーションも実施しています。これらの活動を通して学習のつまづき等による休退学者の減少を図るとともに、学生生活の満足度向上に努めています。

学生の要望を把握し改善に繋げるために、学習状況実態調査、授業評価アンケート、学生と教職員との授業改善ミーティング、学生意見箱の設置、学生生活満足度調査等、複数の意見聴取システムを設けています。新棟建設についても、学生からの要望により実現に至りました。卒業生・修了生や、就職先へのアンケートも実施し、大学運営の改善に繋がっています。

卒業年度に受験する国家試験が、万一、不合格となった学生に対しても、

合格するまで指導を受けられる体制として卒業サポートシステムを整えています。

◆**数理・データサイエンス・AI教育の推進**

令和2年度に数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムの連携校となり、令和3年度にデータサイエンスセンターを立ち上げ、令和4年度には数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）の認定校にもなりました。未来を生きる人材の素養として、本領域に関する知識・技能は重要であり、引き続きこれら三分野の教育を強化していきます。

◆**おわりに**

地方の大学の使命として「高等教育の機会の提供及び地域社会への貢献」を念頭に、一層の努力を重ねていきます。今後、さらに少子化が進行し、学生はこれまで以上に多様化することが予想されます。環境の変化も敏感に察知し、質の高い教育の提供や地域貢献を続けていくことが本学の責務と考えられています。

◆◆◆**寄稿者紹介**◆◆◆

山村千絵（やまむらちち）

平成19年度より

新潟リハビリテーション大学院大学

教授・研究科長

平成22年度より

大学へ改称し学部教授兼任

平成27年度より現職

「若手研究者奨励金」～2019年度受賞者の今～

私学事業団では、私立大学の教育・研究の未来を担う人材の育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」を交付しています。本号では、2019年度「体育授業におけるICT活用とプログラミング的思考の相互作用」で「若手研究者奨励金」を受賞した、中村学園大学教育学部講師の田村孝洋先生の現在を紹介します。

奨励金はどのように役立ちましたか。

奨励金は、教育方法の新たな知見を得ることに役立ちました。近年、「運動は脳に良い」という研究がありますが、この運動について学べる学校の体育授業が私の研究領域となります。私は、2019年度に「運動をもっと楽しく学ぶには？」という視点で研究をさせていただきました。「体育が楽しい」と答える子どもは多数いますが、その学びの過程や到達点は子どもによってさまざまであり、実際の指導は難しいとされます。

そこで研究では、その指導法の改善に役立てるため「教員主導と学習者主体の授業、どちらが運動を効率的に修得できるのか？」ということに着目しました。この結果、運動の修得は教員主導の方が達成しやすいことが明らかとなりました。しかし、その一方で学習



田村 孝洋先生……「走ることは35年以上の経験がある。専門分野はスポーツ科学。身体教育の足音に着目している。

者主体の方が意欲的に活動に取り組みことができ、チャレンジを楽しめる点で優れていることも明らかになりました。

このことは指導法を見直すきっかけとなり、これ以降は学習者を主体とした「探究型学習」を積極的に導入しています。そして現在は、学習者のやる気を引き出す学習方法について試行錯誤しながら指導法の改善を図っています。

本奨励金の受賞をきっかけに、研究環境等に変化はありましたか。

受賞後は、専門領域の異なる先生方との連携や共同研究の機会をいただくことが増えました。その結果、新たなアイデアも生まれて、「大学体育授業におけるルーブリック評価作成の試み」という研究テーマでは研究会の優秀発表賞をいただくことができました。

研究者として成長（ステップアップ）できたことを教えてください。

成長には確かな目標を持つことが大切です。けれども、私は、中学校教員を経て研究職に進みしたので研究者としてはレイトスターターで、研究基盤を確立するための学術的な視点やアイデアをまとめることや、本奨励金の

応募に当たり研究計画書の作成に大変苦労しました。つまり、研究に対して「できなかった」ことがたくさんあり、模索する日々が続くこともありましたが、周りの方々からの助言や選考委員からのコメントからさまざまな視点を得て、現在は、研究に対する評価も励みとなり明確な目標のもと課題を追求できるようになったため、自分なりの成長を実感しています。

奨励金で実施した研究経験が現在の研究につながっている点や、別の研究費補助獲得の基礎となった等の事例があれば教えてください。

奨励金受賞時は、「学びの指導法」に重点を置いていましたが、現在は、それをさらに発展させ、学びをサポートする教具開発に関心を持ち「音」と「運動」を組み合わせた新たな学習方法の可能性を検討しています。本研究は、科学研究費助成事業に採択されました。具体的には、ランニング時の足音のリズムをもとに運動能力の改善を図る取り組みです。「速く走りたい」と願う子どもは多いですが、走ることに楽しさを見出だせない子どももたくさんいます。そこで、音を聞き、音に合わせて走るという「音」を取り入れた方法で学習意欲を引き出す研究を進めています。

研究者としての今後の抱負をお願いします。

「音」と「運動」に関する研究は、まだ基礎的な段階です。これから発展さ

せて実際の授業で「楽しく学ぶこと」を実感できるように貢献したいと考えています。学びは社会の中で必要な術を身につける活動であり、学校はそれらを教える重要な役割を担っています。研究者として、子どもの学びをより良いものにするために課題を解決していきます。

本奨励金について、後に続く研究者に伝えたいことはありますか。

この奨励金制度は、学問分野を問わず、特色ある研究についてご支援いただけるものです。こちらへの応募は、私にとって成長するための挑戦で、目標や情熱を持つことの大切さを再認識させていただきました。それぞれの研究アイデアとその熱意を後押ししてください。この機会を通して、後に続く研究者にはさらなる一歩を踏み出していってほしいです。

ご支援いただいた寄付者の皆様へのメッセージをお願いします（社会からの支援と、ご自身が行った社会への還元などを含む）。

2019年度にご支援をいただきましたことに心より御礼を申し上げます。この経験を糧に今後も研究に邁進し、その成果を社会に還元できるよう尽力いたします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎03(32330)7319・7320

Eメール kifuikin@shigaku.go.jp

※これまで採択・交付された研究課題一覧は、私学事業団ホームページ【助成業務のご案内 ▶若手・女性研究者奨励金 ▶若手・女性研究者奨励金 配付研究課題一覧】に掲載しています。

災害にあったとき

災害見舞金・災害見舞金付加金

業務部 短期給付課

加入者(任意継続加入者を含みます)やその被扶養者が水害・震災・火災、その他の非常災害により、住居又は家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金等が請求できます。

災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準報酬月額0・5～3か月分の金額

災害見舞金付加金

①災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60%に相当する金額
②住居又は家財が5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき、標準報酬月額0・5か月分の金額

◆請求に必要な書類

- ①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書
 - ②災害状況明細書
 - ③市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書(請求書の中に証明欄があります)又は、災証明書(損害の程度が明記されたもの)
- 請求に当たっては、業務部短期給付課まで連絡してください。被害の状況

を確認後、請求書等を送付します。

◆注意事項

- ・損害を補填することを目的とした給付ではないため、修理等可能なものは損害と見なしません。
- ・対象となる住居の損害は、加入者の所有する住居に限らず、加入者が現に生活の本拠として居住している建造物であれば、借家やアパート、寮、家族の所有する住宅であっても対象となります。
- ・加入者と被扶養者が別居しているときは、被扶養者の住居又は家財も対象です。
- ・災害見舞金付加金の給付が決定した後、災害見舞品のカタログを学校法人等宛てに送付しますので、該当する加入者に渡してください。加入者が品物を選び、同封の「災害見舞品連絡書」(返信ハガキ)により申し込んでください。

◆時効

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日(災害にあった日)の翌日から起算して2年を経過すると時効により消滅しますので、注意してください。

災害にかかる貸付け

福祉部 貯金・貸付課

加入者(任意継続加入者を除きます)が水害・震災・火災、その他の非常災害を受けたため資金を必要とするときに利用することができます。

なお、本内容は令和5年7月以降の被災の場合の取り扱いとなります。

災害貸付

◆申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

◆貸付額

標準報酬月額の6か月分相当額の範囲内(限度額200万円)

◆貸付利率

被災日の前月初日の預託金利率の区分に対応する利率(年0・25～1・00%の4段階の利率、固定利率)

◆申し込み手続き

「貸付申込書^{DL}」及び「借用証書^{DL}」に、「災証明書」を添付してください。

◆申込受付期間

被災日から1年以内

特例住宅貸付

被災により住宅の修理等で資金が必要な場合に利用できます。

◆申し込み資格

加入者期間が引き続き5年以上の人

◆貸付額

貸付申し込み時における退職手当の

見込み額に600万円を加えた額(ただし、その額が2000万円を超えるときは2000万円)

◆貸付利率

被災日の前月初日の預託金利率の区分に対応する利率(年0・25～1・26%の6段階の利率、固定利率)

◆申し込み手続き

貸付申込書の申込事由欄に住宅貸付にかかる申し込み事由の他に、朱書きで「災害」と記入し、通常の住宅貸付に必要な書類の他に、「災証明書」を添付してください。

◆申込受付期間

被災日から3年以内

償還期限の延長(猶予)

災害貸付及び特例住宅貸付の申込者だけではなく、被災した既借受人すべての貸付けについても、2年間を限度に償還期限の延長(猶予)が可能となります。

延長中の利息にかかる貸付利率は災害貸付と同率です。

◆申し込み手続き

・災害貸付及び特例住宅貸付の申込者は、貸付申し込み時に「定期償還期限延長申請書(新規貸付者)^{DL}」を添付してください。

・被災した既借受人は、被災日から5か月以内に「定期償還期限延長承認願(既貸付者)^{DL}」に「災証明書」を添付して提出してください。

基礎届書の提出はお済みですか？ 標準報酬月額額の定時決定（注意事項）

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した「標準報酬基礎届書DL」（以下「基礎届書」といいます）は、給付金や将来の年金の算定基礎となる標準報酬月額を決定する大切なものです。今回は、問い合わせの多い内容や記入上の注意点を告知させていただきます。

資格事項に異動があったとき

①資格喪失したとき
「基礎届書」には、令和5年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で加入者として確認している人を記載しています。記載されている加入者が退職等により資格喪失したときは、該当する項目「6 退職者」を○で囲んで資格喪失日を記入し、該当者を二重線で抹消してください。なお、「資格喪失報告書DL」が未提出の場合は至急提出してください。

②遡って資格取得をしたとき

5月31日以前に遡って資格取得が確認された加入者については、別途「基礎届書」を送付しますので、先に届いた「基礎届書」には追記しないでください。

③遡って所属学校を変更したとき
5月31日以前に遡って所属学校の変更をしたときは、前任校の加入者番号でも内容を確認できるため、改めて後任校に「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校に送付されたもので提出してください。

遡ってベース改定（ベースアップ等）をしたとき

①6月までに差額を支給したとき
改定後の報酬を報告してください。

②7月以降に差額を支給するとき
改定前の報酬を報告してください。

年平均額による保険者決定（定時決定）を希望するとき

①通常の手続き

報酬月額及び平均額をすべて記入し、たとえば、該当する項目「5 年平均希望者」を○で囲んでください。また、添付書類として「申立書」及び「同意書」を必ず提出してください。

なお、「基礎届書」のみ提出した場合は、通常の定時決定として、記入された4月～6月の平均額で決定します。

②7月改定に該当する場合の手続き

4月から固定的給与の変動等があり、随時改定（7月改定）に該当する場合は、随時改定が優先されるため、年平均額による保険者決定は不該当となります。この場合は、「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。ただし、7月改定に該当する人で、年平均額による随時改定を希望し、当該方法で算出した結果、年間平均額が現在確認されている等級と同じとなる又は下回ることから当該改定に該当しない人がいます。

この場合は、定時決定において、年平均額による保険者決定として「基礎届書」を提出する必要があります。申し出の際は、「基礎届書」と一緒に提出する「同意書」の備考欄に「7月改定において年平均による保険者決定を希望したが、算出結果が従前と同等級の（又は下回る）ため、随時改定不該当」と記入してください。

「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するとき

①報酬月額の記事誤りが判明したとき
誤って記入した加入者分のみ「基礎届書」を作成し、訂正理由を記入した文書（任意の書式）を添えて8月10日（木）必着までに再提出してください。

用紙は私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）から白紙の「基礎届書」を印刷し、上部の余白に「訂

正分」と朱書きして使用してください。

②①の期限（8月10日）後に報酬月額の記載誤りが判明したとき
「報酬月額訂正申出書DL」を提出してください。

注 電子媒体で報告した「基礎届書」の報酬訂正も前述の①②のとおり、手続きを行ってください。電子媒体での再提出はしないでください。

その他の注意事項

①「基礎届書」の提出期限は、7月10日（月）です。未提出の場合は、至急提出をお願いします。

提出方法等の詳細は、通知文や私学共済ホームページ（お知らせ一覧）を参照してください。

②固定的給与に変動があり、標準報酬月額が2等級以上増減したときは、別途「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

③7月の随時改定として届け出たが改定不該当であった場合や、7月改定の取り消しをした場合は、改めて「基礎届書」の提出が必要となります。この場合は前述の「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するときと同様に手続きを行ってください。

④「基礎届書」に印字された内容に誤りがあっても、訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書」を提出してください。

⑤75歳以上の在職者も年金の在職支給額の計算に標準報酬月額が必要となるため「基礎届書」の提出は必要です。

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定した標準報酬月額にかかる確認通知書は、9月中旬に送付します。この標準報酬月額は、9月分掛金等から適用されます。確認通知書は、学校法人等用と加入者用があります。加入者用は必ず加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

年金積立金にかかる業務概況書の公表

資産運用部

令和4年度の運用状況（厚生年金保険給付積立金、経過的長期給付積立金、退職等年金給付積立金）を、7月7日に私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）情報公開「年金資産の運用」に掲載します。詳細は、本誌9月号に掲載する予定です。

マイナンバーカードの健康保険証利用促進のお願い

企画室

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」が5年6月9日に公布されました。

この法律による改正内容のひとつに、データに基づいたより良い医療を受けていただくための取り組みの一貫として、マイナンバーカードと健康保険証（加入者証・加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます））の一体化があります。マイナンバーカードと健康保険証一体化の主な内容は次のとおりです。

- ・6年秋以降、健康保険証は廃止
- ・廃止前に交付された健康保険証は、経過措置として廃止から1年間は有効

- ・マイナンバーカードを持っていない等オンライン資格確認を受けることができない人には、本人からの申請により「資格確認書」を保険者（私学事業団）が交付

本事業団においても、加入者証等の廃止に向けて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化をより一層進めていく必要があります。

事務担当者の皆様には、マイナンバーカードの健康保険証利用申し込み

を行っていない教職員の皆様への利用登録のご案内にご協力をお願いします。

また、利用登録後はお持ちのスマートフォン等でマイポータルのホームページ（最新の健康保険証情報の確認）にて登録されている健康保険証情報を確認できます。

なお、6年秋以降の加入者証等の廃止については、詳細がわかり次第、改めて広報誌等でお知らせします。

マイナンバーカードの健康保険証利用については、関係省庁ホームページを参照してください。

デジタル庁ホームページ

「マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード」

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>

厚生労働省ホームページ

「マイナンバーカードの健康保険証利用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_0827.html

マイポータル

「マイナンバーカードの健康保険証利用」

https://myna.jp/html/tokenshoriyou_top.html

健康保険法等の一部を改正する法律が5月19日に公布されました

企画室

社会保障制度をすべての世代が能力に応じて支えるしくみに見直すこと、持続可能な社会保障制度の構築を目的とした「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が5年5月19日に公布されました。

この法律による改正内容のうち、私学共済制度に係る主な改正項目は次のとおりです。

1. こども・子育て支援の拡充
 - ・子育てを全世代で支援する観点から、出産費及び家族出産費の支給費用の一部を、現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援するしくみを導入する。
2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し
 - ・後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者の保険料負担率の設定方法を見直し、現役世代の負担を軽減するしくみを導入する。
 - ・前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整するしくみにおいて、被用者保険においては現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」をするしくみを導入する。

**私学共済ホームページ
利用者アンケートにご協力ください**
広報相談センター 広報班

◆利用者アンケートの実施

私学事業団では、情報にアクセスしやすく、より便利に活用してもらうことを目的として、令和4年11月15日にリニューアルを実施しました。

今後のホームページ運営の参考にするため、リニューアル後のホームページについての「利用者アンケート」を実施します。

私学共済事務担当者の皆様は、アンケートにご協力ください。また、教職員の皆様にもアンケートへの協力について周知をお願いします。

◆アンケート実施期間

令和5年7月6日（木）～8月4日（金）（予定）

◆回答方法

私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼お知らせ一覧▼利用者アンケート」からアンケート回答サイトにアクセスして回答してください。

私学共済ホームページ

「利用者アンケート」

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/news/survey/index.html>



特定健康診査にかかる受診券（セット券）を被扶養者へ配付してください
福祉部 保健課

令和5年度特定健康診査の案内を6月下旬に学校法人等へ送付しました。

特定健康診査の対象となる被扶養者が特定健康診査を受けるために必要な、受診券（セット券）や特定健診等の説明冊子（元気ガイド）が入ったピンク色の個別封筒を同封しています。確実に被扶養者に受診券等が届くように、ピンク色の個別封筒の加入者への配付をお願いします。

受診券（セット券）を利用して特定健康診査を受けた場合は、病院等の実施機関より社会保険診療報酬支払基金を通して私学事業団へ健診データの提出があります。

パート先の定期健康診断や人間ドックを受診した場合は、被扶養者個人から健診データの提出が必要となりますので、提出に関する周知についてもご協力をお願いします。



特定健診のご案内

「QUPiO Plus」Web版をご利用ください
福祉部 保健課

「QUPiO Plus」(クピオプラス)Web版は、毎日のログインや、健康増進などの取り組みを記録してポイントを貯めるだけでなく、健康に関するコラムも多数掲載しています。ぜひ、加入者の健康意識向上へ繋がるように周知をお願いします。

初回ログインの際に必要な認証コードは、40歳以上の加入者へは特定健康診査の健診データ受領後に発行する健康情報冊子「QUPiO Plus」に記載しています。30歳から39歳になる加入者等へは、6月下旬に学校法人等へ特定健診等の案内と一緒に送付しています。

注 平成30年度以降、すでに認証コード等をお知らせした人は送付対象外です。6月以降に資格取得等が確認された人については、翌年度の発送になります。再発行はQUPiO Plusサポート窓口にお問い合わせください。

登録に関する問い合わせ先

QUPiO Plusサポート窓口

0120(818)448
9時～18時(平日)

注 年末年始は除きます。



お近くの共済業務課をご利用ください

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課でも行っています。

受付時間 月～金曜日（祝日及び年末年始を除きます）
9：00～17：15

注 電話番号をお間違えないようお願いします。

共済事業本部（代表）	☎03(3813)5321
札幌ガーデンパレス	☎011(222)6234
仙台ガーデンパレス	☎022(299)6231
名古屋ガーデンパレス	☎052(957)1388
大阪ガーデンパレス	☎06(6393)9701
広島ガーデンパレス	☎082(262)1134
福岡ガーデンパレス	☎092(752)0651

私学事業団の直営宿泊施設

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただけます

私学事業団の全国16か所の宿泊施設（ガーデンパレス8か所、宿泊所・保養所8か所）は、宿泊や会食（慶事や法宴など）をはじめとするプライベートでのご利用はもちろん、宴会会室を利用した学校行事など、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

共済業務

札幌ガーデンパレス 宿 婚 宴 会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎ 011 (261) 5311 (代表) https://www.hotelgp-sapporo.com
仙台ガーデンパレス 宿 宴 会
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎ 022 (299) 6211 (代表) https://www.hotelgp-sendai.com
東京ガーデンパレス 宿 宴 会
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03 (3813) 6211 (代表) https://www.hotelgp-tokyo.com
名古屋ガーデンパレス 宿 宴 会
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎ 052 (957) 1022 (代表) https://www.hotelgp-nagoya.com
京都ガーデンパレス 宿 婚 宴 会
〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地 ☎ 075 (411) 0111 (代表) https://www.hotelgp-kyoto.com
大阪ガーデンパレス 宿 婚 宴 会
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎ 06 (6396) 6211 (代表) https://www.hotelgp-osaka.com
広島ガーデンパレス 宿 宴 会
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎ 082 (262) 1122 (代表) https://www.hotelgp-hiroshima.com
福岡ガーデンパレス 宿 宴 会
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎ 092 (713) 1112 (代表) https://www.hotelgp-fukuoka.com

宿 婚 宴 会
湯河原「敷島館」 (ししまか館) 宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎ 0465 (63) 3755
箱根「対岳荘」 (たいがくそう) 宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎ 0460 (82) 2094
鎌倉「あじさい荘」 宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎ 0467 (22) 3506
葉山「相洋閣」 (そうようかく) 宿 宴 会
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎ 046 (875) 7300
金沢「兼六荘」 (けんろくそう) 宿 宴 会
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎ 076 (232) 1239 https://www.kenrokusou.com
志賀高原「やまゆり荘」 宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩7148 ☎ 0269 (34) 2102
軽井沢「すずかる荘」 宿 会
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎ 0267 (45) 7311
京都「白河院」 (しらかわいん) 宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎ 075 (761) 0201

GP HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
ガーデンパレスグループ
(<https://www.hotelgp.jp>)



宿泊所・保養所のホームページは以下からご覧ください。



(<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>)

注 宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶しがくのやど〕を利用してください。

年会費初年度無料 年間30万円(税込)以上ショッピングご利用で、翌年度も無料

直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

私学メンバーズカード受付中

退職後も生涯利用可能 | 海外・国内旅行傷害保険最高5,000万円付
空港ラウンジ無料利用可 | Apple Pay、Google Pay™にも対応!

年会費 ●本会員: 3,300円(税込) ●家族会員: 無料

お申込み対象 ●本会員: 私学共済の加入者(任意継続加入者も含みます)、年金受給者 ●家族会員: 本会員の配偶者

*Apple Payを利用するにはiOS 10.1以降が必要です。Apple Payに対応しているデバイスについては<https://support.apple.com/ja-jp/HT208531>をご覧ください。*Apple, Apple Pay, iPhoneは米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。*iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスにもつき使用されています。*Google Payは、おサイフケータイアプリ(6.1.5以上)対応かつAndroid5.0以上のデバイスが利用できます。*「おサイフケータイ」は、株式会社NTTドコモの登録商標です。*Android, Google Payは、Google LLCの商標です。

お申込み・詳しくは 

お問合せ先 **0120-559-197** (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休み)
※電話番号をお確かめのうえ、お間違のないようおかけください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>
 助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm
 共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は、標準報酬月額が28万円以上の場合には3割負担となります。ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担となります(令和6年8月末日まで有効)。

6月1日現在、申請により2割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛てに送付しました。

引き続き該当する場合は、令和4年分の収入額が確認できる「令和5年度課税証明書」を必ず添付し、**7月21日(金)【必着】**までに提出してください。新たな高齢受給者証発効日は9月1日となります。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。

【業務部 短期給付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

令和5年1月～6月に学校法人等を通して送金した短期給付金等の記録をまとめたお知らせを、7月下旬に加入者の住所宛てに直接送付します。

加入者の住所は、学校法人等を通して私学事業団に届け出を行うことになっています。例年、宛て先不明等により返戻されることが多いため、加入者の住所に変更等があった場合は、「加入者異動報告書DL」により届け出をしてください。

【業務部 短期給付課】

共済定期保険の配当金を送金しました

令和4年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、4年10月1日現在加入している加入者又は学校法人等に対する配当金を、6月26日(月)に保険料振替口座に送金しました。

配当率は、家族年金コース、学校加入コースが41.82%、医療保障コースが40.74%です。

【福祉部 貯金・貸付課】

お詫びと訂正

本誌6月号 6頁 図4「福祉事業の事業経理別予算収支」の数値に誤りがありました。お詫びして訂正します。

●医療経理

(正) 収入 157 支出 155 当期総利益 1
 (誤) 収入 160 支出 141 当期総利益 19

●宿泊経理

(正) 収入 108 支出 104 当期総利益 5
 (誤) 収入 108 支出 104 当期総利益 4

注 四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しません。

貸付けの申込締め切り日に注意してください

8月2日(水)送金分は7月14日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日曜日又は休日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

7月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 6月分定期償還期限
10日(月)	資格 「標準報酬基礎届書」提出期限 貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
21日(金)	短期 「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申し出締め切り
28日(金)	掛金等 6月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替
31日(月)	掛金等 6月調定分納期限 貸付 8月22日送金申し込み締め切り

8月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 7月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 9月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔月報私学〕はホームページにも掲載しています

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査（教育情報調査） 提出のお願い

■提出期限 7月31日（月）

○調査票：教育情報（調査票区分【910】）

○対象法人：大学・短期大学・高等専門学校法人

提出期限までに内容をご確認いただき、**修正の有無に関わらず、必ず「全データ更新提出」**をお願いします（「概要・納付金データ更新提出」ではありませんので注意してください）。

提出方法については、令和5年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』（教育情報調査【910】）の43～51頁を参照してください。

※システムメンテナンス等によりe-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

■「認証評価」の記載事項追加のお願い

大学ポートレートの「認証評価」項目について、今年度より、記載事項の追加及びリンク先の統一を行うことになりました。

追加事項並びに入力方法については、令和5年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』（教育情報調査【910】）の2頁、85頁を参照してください。ご協力をお願いします。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852・7853

Eメール portrait@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査（都道府県知事所轄法人）提出のお願い

●高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人の皆様へ

・提出内容：すべての調査票、計算書類(写)、独立監査人の監査報告書(写)、収益事業の計算書類(写)

・提出期限：7月31日（月）

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

「若手・女性研究者奨励金」へのご支援のお願い

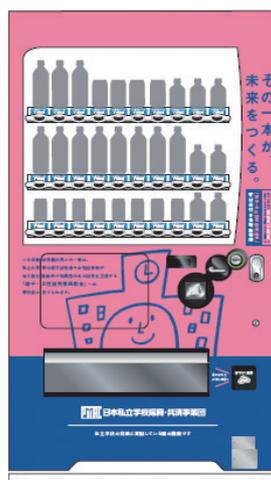
本奨励金は、私立大学等に在籍する若手研究者や女性研究者のための「社会一般からの寄付による」研究奨励金制度です。研究者が「社会の支援により研究に取り組むことができた」ことを実感し、自らの取り組みを社会へ還元することで、本奨励金制度が社会と私立大学等をつなぐしくみとなることを期待しています。

2023年度は、若手研究者奨励金37件、女性研究者奨励金37件の計74件に対し、合計で2,960万円を交付しました。次世代を担う多様な人財の育成を図る観点から、応募者のこれまでの研究実績よりも、研究の特色や独創性、研究に対する熱意や将来性を重視しています。次年度の公募要領は8月中旬にお知らせする予定です。

私学事業団では、本奨励金の趣旨にご賛同いただける企業等法人及び個人の皆様にご支援をお願いし、寄付金獲得に努めています。また、学校法人等の皆様には、売り上げの一部が本奨励金への寄付となる「寄付金付き自動販売機」の設置につきましてもご協力をお願いしています。

わが国の未来を担う人財育成のため、本奨励金にご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※本奨励金及び寄付金付き自動販売機の詳細は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶若手・女性研究者奨励金〕に掲載していますので、ぜひご覧ください。



～その一本が未来をつくる～

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316・7319・7320

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
 **札幌カーテンパレス**

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311(代表)
 JR「札幌」駅(南口)から徒歩7分。地下鉄「大通」駅から徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間6番・8番出口から徒歩3分 <https://www.hotelgp-sapporo.com>

札幌たびストーリー 高層階デラックスルームプラン



1泊朝食付(2名1室/1名様) 7,250円～

取扱期間：令和5年7月1日～8月31日

特典：アーリーチェックイン12:00・レイトチェックアウト12:00(最大24時間ステイ)、10階以上・北海道庁向きのお部屋、道内の温泉の入浴剤付、未就学児の添い寝無料



デラックスツインルーム

葉山 相洋閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300
 JR「逗子」駅前バスターミナル②番乗り場からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分

夏プラン

相洋閣では3年ぶりにプール営業を行います。相洋閣に隣接する長者ヶ崎・大浜海水浴場も家族連れで賑わいますが、相洋閣の敷地内のプールは落ち着きがありプライベート感にあふれます。葉山で夏休みの思い出を作ってみませんか。

1泊2食(2名1室/1名様) 14,000円～

取扱期間：令和5年7月22日～8月27日

・プールの営業時間は9:30～16:30です。



プール

融資事業のご案内

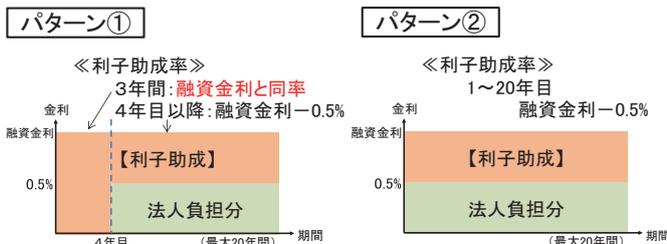
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利 (令和5年6月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.40	年% 1.00	年% 0.60	年% 0.48
寄宿舎などの建築・用地取得	1.50	1.10	0.70	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.60	(5.5年以内) 0.35

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864, 7866~7868
 Eメール yushi@shigaku.go.jp